

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 四五四
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四五四
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 四五五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四五五
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 四五六
 - 地籍調査の成果について認証した件二件 四五七
 - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四五七
 - 都市計画事業を認可した件 四五七

告 示

福島県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所 在 地	指定年月日

ほりメンタルクリニック

南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内一〇六 平成二八年四月一日

J A 歯科診療所きらら歯科 医院

田村市船引町今泉字鳥足三四〇一 同 日

ひらた中央クリニック

石川郡平田村大字上蓬田字大隅三〇 同 日

ブリッジ調剤薬局鶴賀店

会津若松市一箕町大字鶴賀字堤二一六八 同 日

ファーマみらい相馬塚田薬局

相馬市中村字塚田五二一一 プレシヤス桜ヶ丘一階 同 年五月一日

かしまアイ薬局

南相馬市鹿島区寺内塚合一二三一一 平成二七年一月一日

ウエルシア薬局伊達新梁川店

伊達市梁川町広瀬町四三 平成二八年四月一日

JWS 陽だまりの郷訪問看護リハビリテーション

二本松市表一七八七 オモテエー二〇一号 同 年一月一日

訪問看護ステーションほしぞら

伊達郡国見町藤田字五反田一一二二 同 年五月一日

（社会福祉課）

福島県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名	称

変更前	一般財団法人大原綜合病院	所在地	福島市大町六一一
変更後	一般財団法人大原記念財団大原綜合病院	所在地	福島市南沢又字前田二六一三
変更前	一般財団法人大原綜合病院附属清水病院	所在地	福島市宮下町一五一一八
変更後	一般財団法人大原記念財団清水病院	所在地	福島市鎌田字中江三三三
変更前	医療法人社団杏仁会中村外科医院	所在地	福島市宮下町一五一一八
変更後	医療法人社団杏仁会なかむら外科内科クリニック	所在地	福島市鎌田字中江三三三
変更前	一般財団法人大原綜合病院附属大原医療センター	所在地	福島市鎌田字中江三三三
変更後	一般財団法人大原記念財団大原医療センター	所在地	福島市鎌田字中江三三三

(社会福祉課)

福島県告示第五百十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

名称	変更前	所在地
	変更後	所在地
訪問看護ステーションあゆみ	福島市八木田字北ノ内二〇一五	福島市在庭坂字松原一一五二
南東北福島訪問看護ステーション結	福島市八木田字中島一一二一二 オフィスマテリアル二F	福島市南沢又字曲堀東二二一三一二

福島県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

名称	所在地	廃止年月日
医療法人小山整形外科	福島市八島町一四一二八	平成二十八年三月三十一日
柏村内科胃腸科	相馬市中村二一三二五	同日
奥秋医院	田村市船引町上移字町一三〇一一	同 年 四 月 一 日
葛尾診療所	双葉郡葛尾村大字落穴字普ノ又六一	同 年 三 月 三 一 日
小林薬局	会津若松市城北町五一三	同日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける者	貸借権の設定等を受ける土地	認可申請年月日

深谷 庄一	佐藤 隆光	穂積 正一	佐藤 円治	國分 鉄治	吉田 正一	橋本 美好	佐藤 正典	酒匂 浩之	國分 貴市	桑原 俊幸	清野 忠浩	國分 喜行
白河市白坂下黒川一	白河市久田野六三	白河市旗宿飛九六一三	田村市船引町堀越字堰下八二	田村市船引町堀越字永橋一五八	田村市船引町堀越字太夫内一三七	田村市船引町堀越字高森七二	田村市船引町堀越字井堀前一九二	田村市船引町堀越字上中平七八一五	田村市船引町堀越字字頭四八	田村市船引町堀越字田島池七六	伊達市保原町柱田字東沢山二八	伊達市梁川町細谷字浅間下八四
白河市白坂下黒川八二一	白河市久田野北裏一七一ほか四筆	白河市旗宿飛一七六一二ほか八筆	田村市船引町堀越字井堀前四七三一bほか三筆	田村市船引町堀越字平前四〇三一bほか一筆	田村市船引町堀越字井堀前四六〇一cほか二筆	田村市船引町堀越字牡丹三四四一eほか三筆	田村市船引町堀越字平前三九四一bほか二十四筆	田村市船引町堀越字平前三四四	田村市船引町堀越字大作四九八一一a	田村市船引町堀越字井堀前四六一ほか一筆	伊達市保原町柱田字砂子下一五〇	伊達市梁川町細谷字宮田四六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二八年八月一〇日
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

福島県告示第五百二十一号

林 成徳	紺野 敏宏	株式会社 アグリサービス そうま	株式会社 渡部 徳一郎	株式会社 渡部 ふあーむ	佐藤 善典	佐藤 典男	齋藤 敦	二瓶 藤雄	園 有	有限会社 白河ふるさと農園	六三
相馬郡新地町大字真弓字水神六五	南相馬市小高区仲町二丁目二七一二	南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内一五二	南会津郡南会津町藤生字宮ノ下七三六	喜多方市関柴町下柴字上小松一七四〇	耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平瀉五二	耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平瀉五五	耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平瀉四	耶麻郡猪苗代町大字若宮字家東乙六二四	白河市本沼北裏一四一四	白河市本沼荒田四三	ほか四筆
相馬郡新地町大字真弓字水神一一ほか五筆	南相馬市小高区蛭沢字藤沼一九六一ほか一筆	南相馬市一時利用地金沢北泉一一五ほか三筆	南会津郡南会津町長野字反間一九三ほか五十筆	喜多方市関柴町下柴字小松一一六一ほか六筆	耶麻郡猪苗代町大字中小松字大社倉二七一ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字中小松字赤沼原八〇	耶麻郡猪苗代町大字中小松字八百向四二一一ほか十一筆	耶麻郡猪苗代町大字若宮字木地小屋五七ほか七筆	同	同	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	日

(農業担い手課)

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

喜多方市

二 成果の名称

喜多方市高郷町警見の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第五百二十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行った者の名称

喜多方市

二 成果の名称

喜多方市山都町小舟寺の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

戸田孝男 戸田春男 根本友四郎 根本好雄 根本未二 根本衛 佐藤フキ 菜花

利昭 菜花勝一 山城伝 山城春男 水野谷義明 石川好文 猪狩テルヨ 渡辺亀

太郎 渡辺貴綱 坂本福太郎 梶山光治 茗花庄恵 柳井正志 矢内大道 渡辺益

次郎 佐々靖夫 稲葉太二 鈴木美佐子

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年福島県告示第四百七十六号）によること。

福島県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画法業について、次のとおり認証した。

平成二十八年八月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 株式会社ファーストホーム

二 都市計画法の種類及び名称

いわき都市計画一団地の住宅施設事業 四倉町上仁井田一団地の住宅施設

三 事業施行期間 平成二十八年八月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 いわき市四倉町上仁井田字岸前の一団地の区域

（まちづくり推進課）

（森林保全課）